

広島港吉島ボートパーク（仮称）

整備運営事業

事業概要

広島県

事業概要

1 事業名

特定重要港湾広島港吉島地区

ボートパーク（仮称）整備運営事業

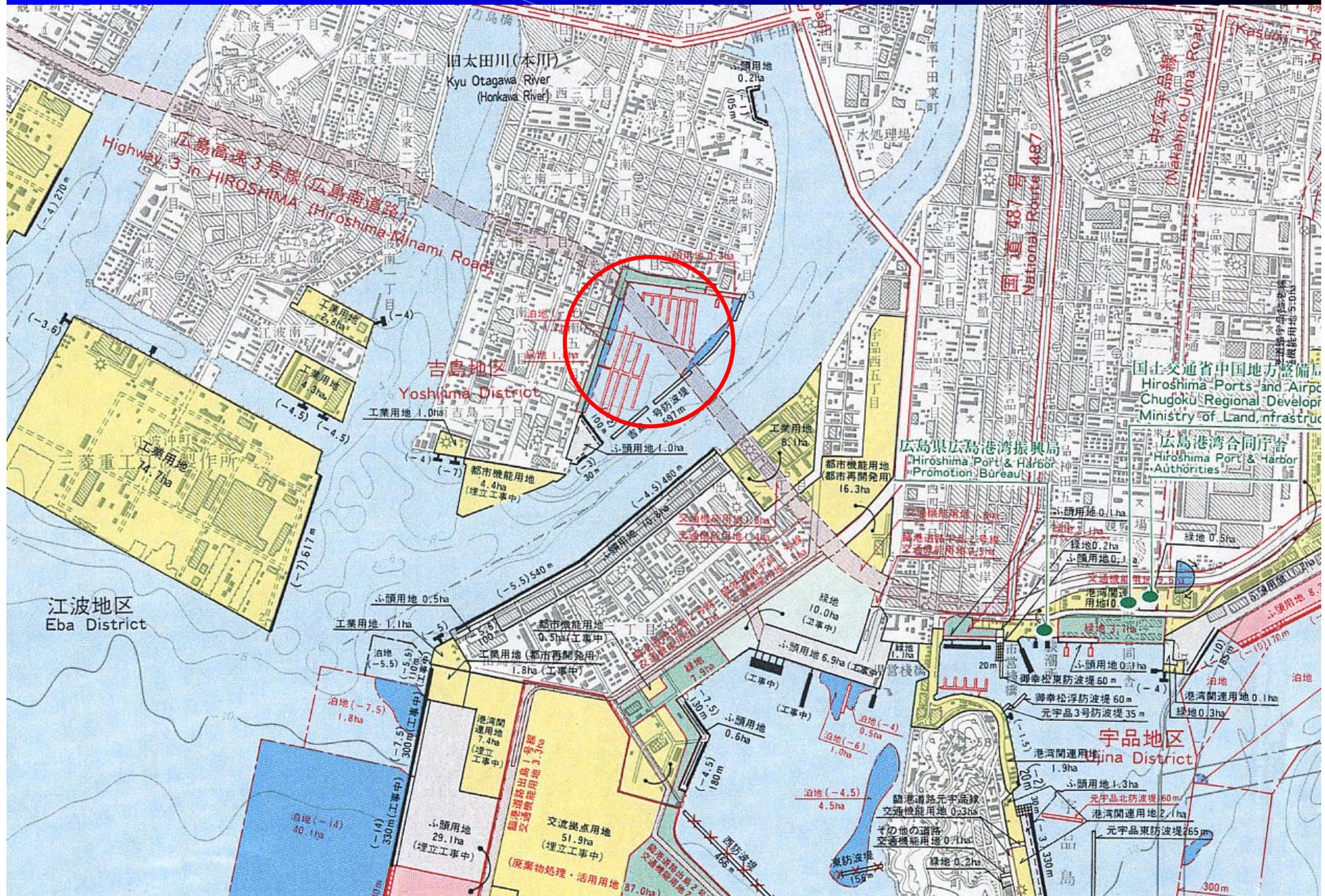
2 業務の目的

広島港内における放置艇対策事業の一環としてPFI事業による放置艇収容施設の建設並びに運営・維持管理を行う。

【所要整備量】

小型プレジャーボート収容隻数 942隻以上

計画位置

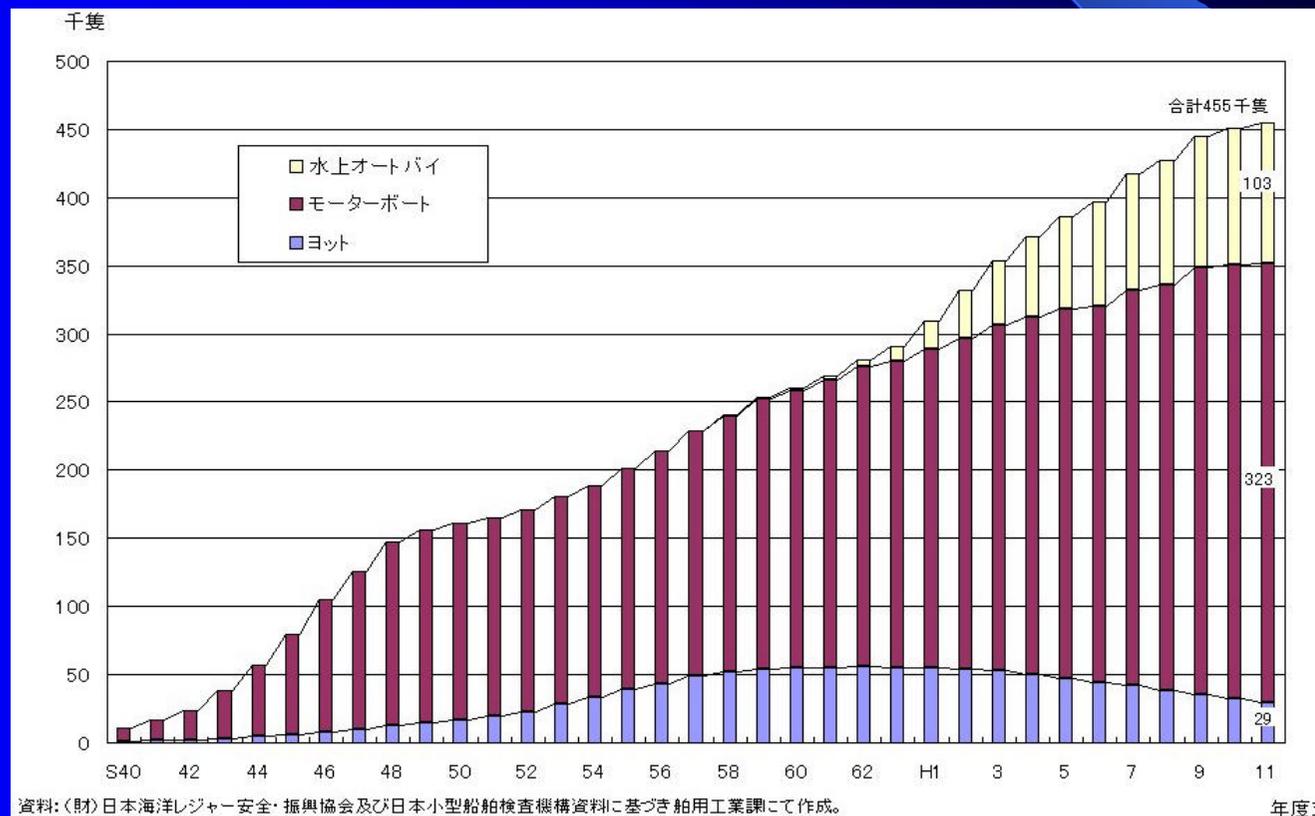


プレジャーボートの現状

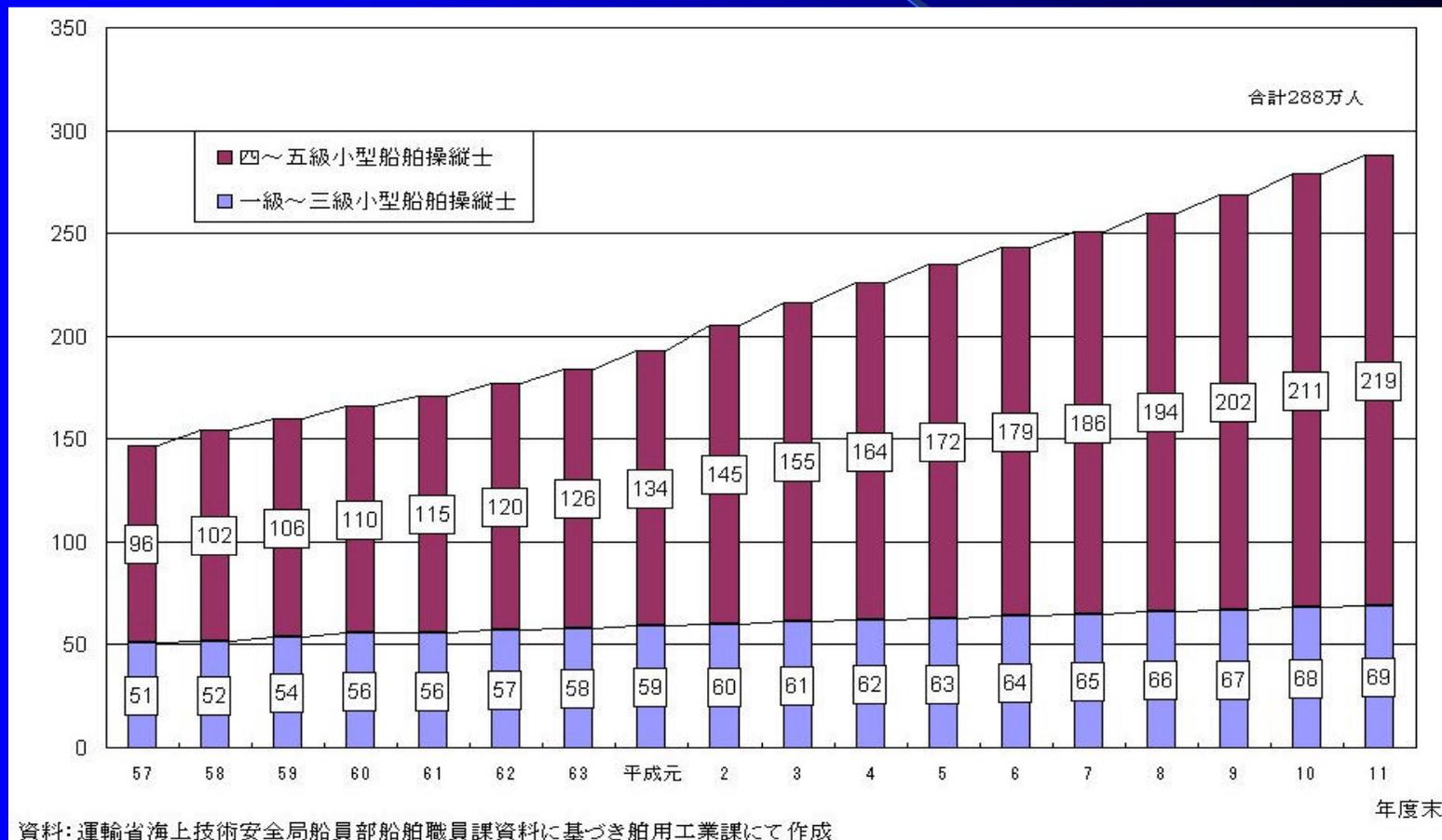
1 全国における動向

1-1 保有隻数等の推移

(1) 舟艇保有隻数の推移



(2) 小型船舶操縦士免許受有者数の推移



2 広島港域における動向

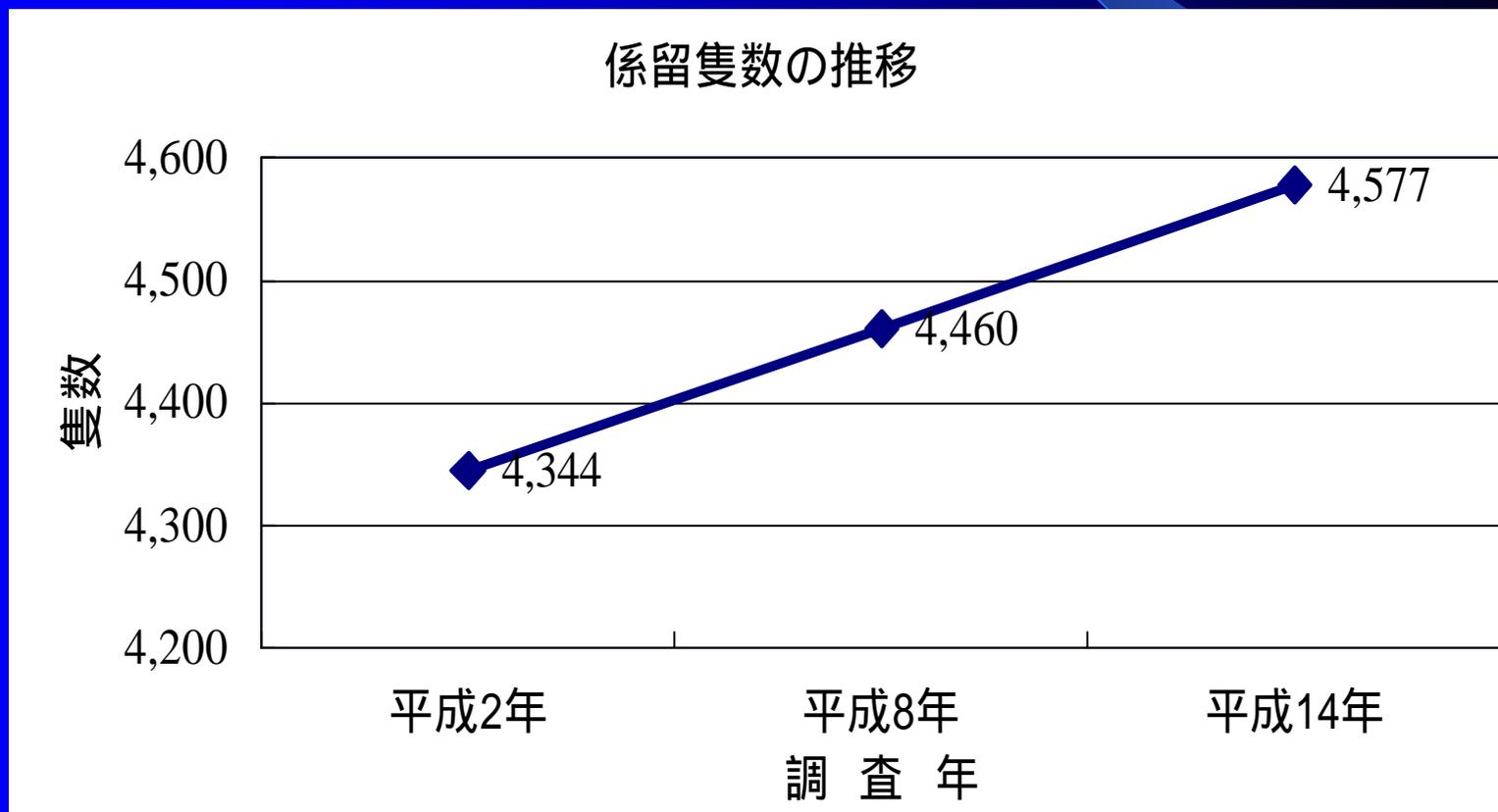
2 - 1 収容施設の整備

公共・民間の収容隻数合計 4,436隻 (計画中を含む)

施設名	区分	収容隻数
観音マリーナ	既設	640
坂PBS	既設	24
五日市PBS	既設	156
太田川マリーナ(河川)	建設中	350
五日市フィッシャリーナ(漁港)	建設中	703
廿日市ボートパーク	建設中	550
吉島ボートパーク	計画中	1,028
御幸松ボートパーク	計画中	100
民間収容施設	既設	885
合計		4,436

2 - 2 プレジャーボート隻数の推移

全国と同様に，広島港域のプレジャーボートも増加傾向（12年間で233隻増加）



2 - 3 プレジャーボート係留施設の必要性

広島湾地域の放置艇数 約2,900隻 (H14年調査)

H19年度を目途に係留施設の段階的整備により、概ね不法係留を解消する。

吉島地区ボートパーク整備は、最大の収容予定隻数を有し、必要不可欠。

収容施設整備計画

収容可能率

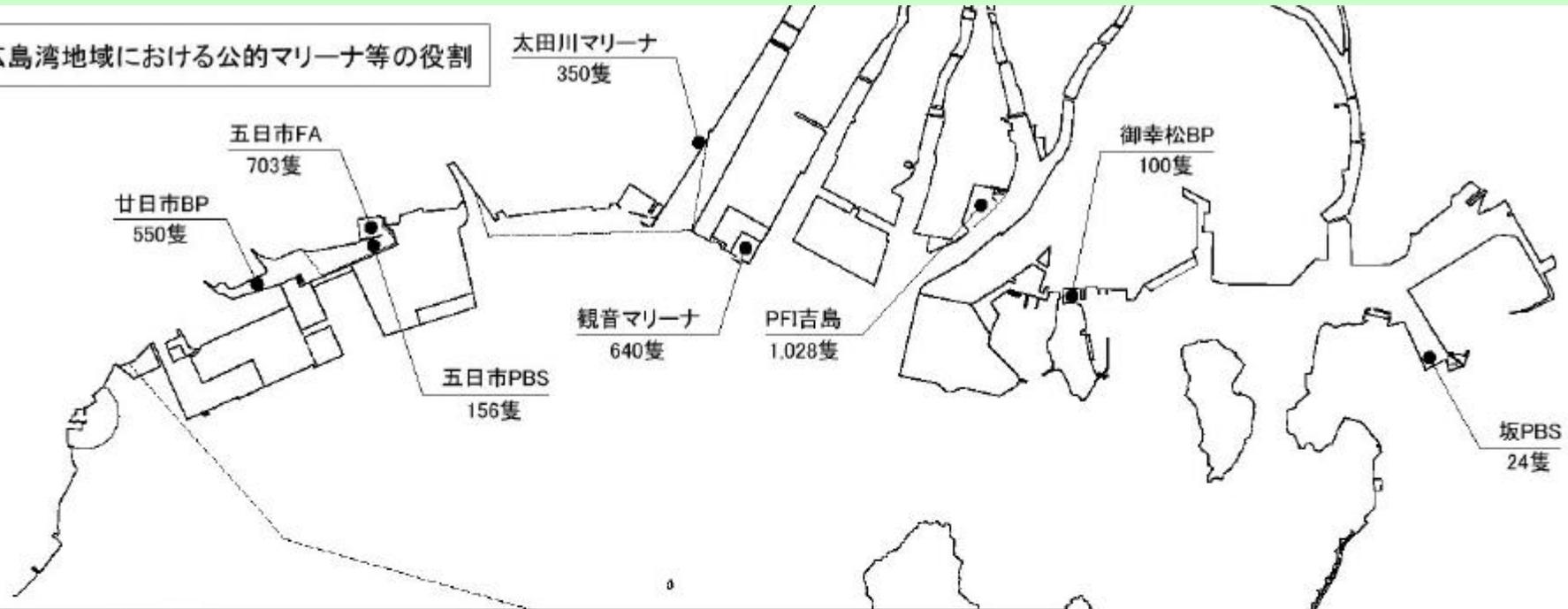
H14 : 50%

H19 : 97%

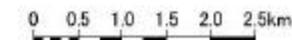
区分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	計	摘要	
施設整備状況・計画	公共施設	観音マリーナ	470			170		640	H9.4 供用開始	
		五日市 PBS	156					156	H10.10 供用開始	
		坂 PBS	24					24	H12.12 供用開始	
		廿日市 BP	463	87				550		
		御幸松 BP						100	100	
		五日市 FA	380				323		703	
		太田川マリーナ					350		350	国直轄計画
		PFI 吉島					1,028		1,028	港湾計画上の隻数：942隻
		小計	1,493	87	0	170	1,701	100	3,551	
	民間施設	835	50					885		
計(収容可能隻数)	2,328	137	0	170	1,701	100	4,436			
累計	2,328	2,465	2,465	2,635	4,336	4,436	4,436			
PB 収容対象隻数	4,577	(総隻数 4,954 隻のうち廃船・手こぎ船等を除く)								
収容可能率	50.1	53.9	53.9	57.6	94.7	96.9	96.9			

広島湾地域における公的マリーナの役割

広島湾地域における公的マリーナ等の役割



施設名	収容隻数 (隻)	施設の性格
観音マリーナ	640	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県の海洋性レクリエーションの中核をなす拠点マリーナで、大型艇を含むプレジャーボートを収容する施設である。 ・クラブハウス、上下架施設、修理施設、給油施設等のサービス機能を備える。
五日市PBS	156	<ul style="list-style-type: none"> ・広島港五日市地区の放置艇を収容する簡易な係留施設であり、給電・給水施設はない。
坂PBS	24	<ul style="list-style-type: none"> ・広島港坂地区の放置艇を収容する簡易な係留施設であり、給電・給水施設はない。
廿日市BP	550	<ul style="list-style-type: none"> ・広島港廿日市地区の放置艇を収容する簡易な係留施設であり、給電・給水施設を備える。
御幸松BP	100	<ul style="list-style-type: none"> ・広島港半品地区の放置艇を収容する簡易な係留施設であるが、現在計画中。
五日市FA	703	<ul style="list-style-type: none"> ・五日市漁港の漁船及び放置艇を収容する簡易な係留施設であるが、計画上は修理施設等を備える施設として整備中。
太田川マリーナ	350	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市内直轄河川の放置艇を収容する簡易な保管施設であるが、計画上はクラブハウス・修理施設等を備える施設として整備中。
PFI吉島	1,028	<ul style="list-style-type: none"> ・広島港港湾区域及び河川区域の放置艇を収容する簡易な係留施設であるが、民間活力を導入して整備するため、一定の大型艇（約100隻程度）を収容する提案が見込まれる。 ・上下架施設、修理施設等を整備するほかに、レストランを備えた管理棟を整備する提案が見込まれる。 ・観音マリーナと廿日市BPとの中間的な施設整備水準となるが、放置艇対策を主たる目的とするため、小型艇（約900隻程度）を計画的に収容するための受入施設とする方針である。



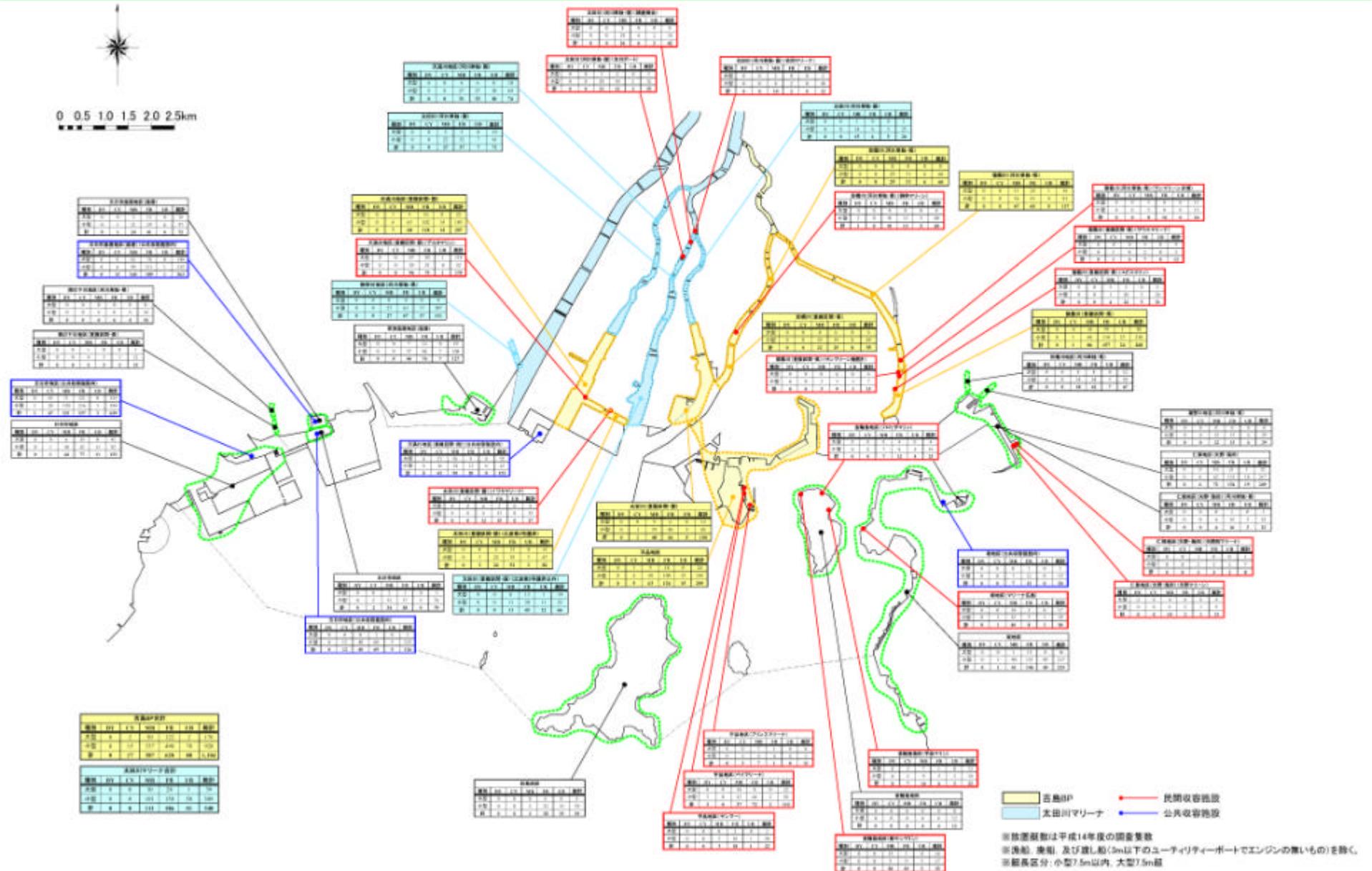
2 - 4 プレジャーボート収容に伴う 広島県の対応

広島港域プレジャーボートの係留実態 (H14年)

広島湾域の港湾・河川等の公有水面への
重点放置禁止区域等の設定 (施設完成時期に設定)

放置艇の広島港吉島地区ボートパークへの収容

広島湾地域プレジャーボート収容計画（案）



PF I事業の事業スキーム

1 PF I事業手法を導入する理由

【PF事業手法の有効性】

ボートパーク事業は、民間の経営ノウハウが発揮されやすく民活になじむこと。

採算性が見込めること。

- ・ 良好な立地条件（広島市中心部に近く、広島湾の中央に位置）
- ・ 周辺地域に放置艇が集積
- ・ 既存の護岸・防波堤が利用可能で、水面（ $140,557\text{m}^2$ ）及び用地（ $22,346\text{m}^2$ ）も利用可能

有意なVFMが発生すること。

2 事業の概要

施設規模

区分	施設	数量
海面係留設備	浮棧橋 , 渡橋 , 係留用杭	1,028 隻 (想定)
陸上設備	管理棟	2棟
	修理工場	1棟
	上下架施設	1基
	給油施設	一式
	その他設備	一式

注 赤字は本事業で整備すべき本来的な施設を示す。

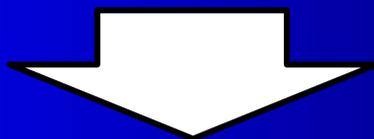
保管料 (想定)

係留施設	利用料金(千円/月)
6m以内 簡易係留	17
8m以内 簡易係留	20

3 PFI事業方式について

事業スキーム

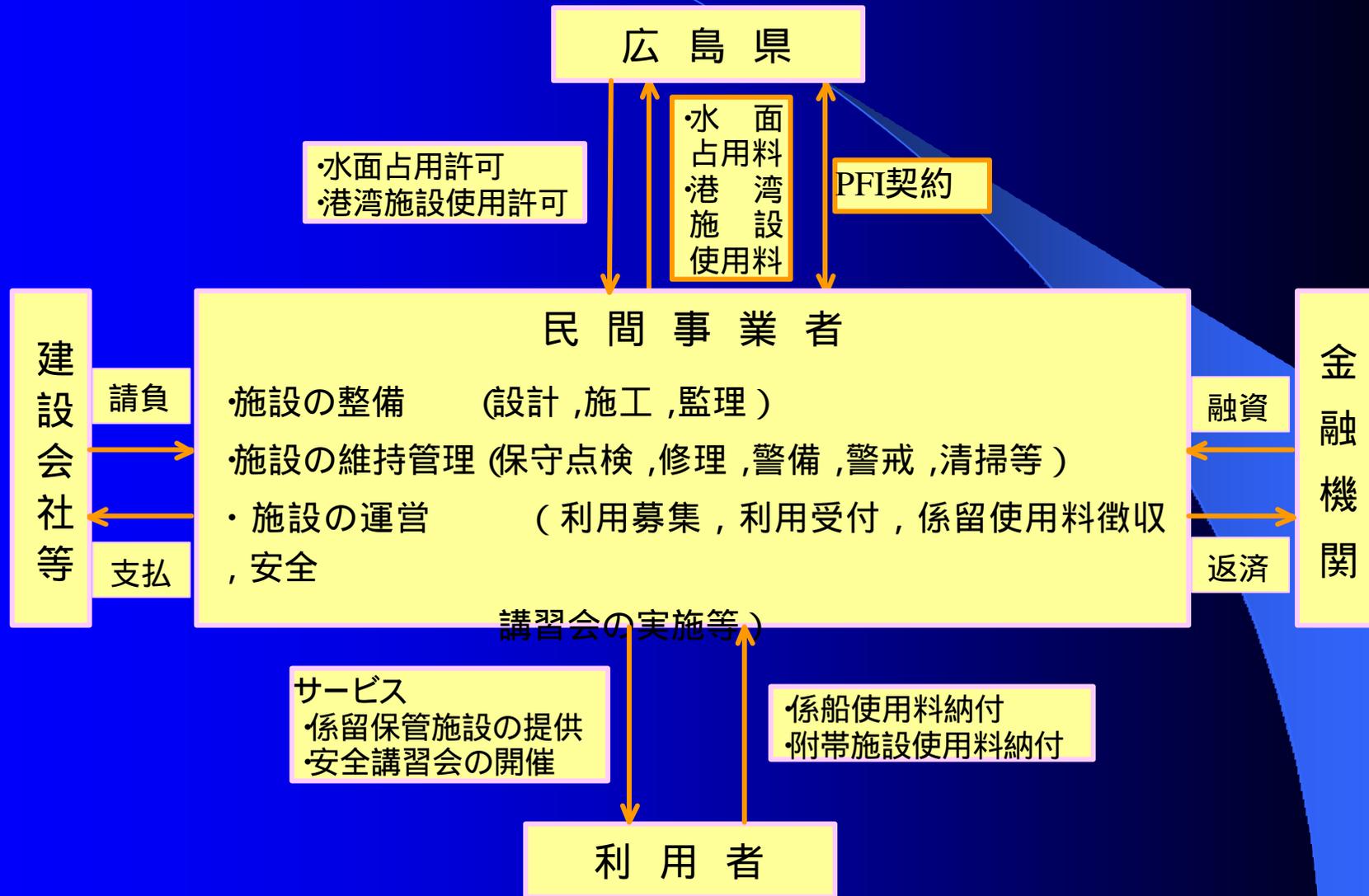
- (1)事業形態 独立採算型
- (2)事業手法 BOT方式（「指定管理者」を想定）
- (3)事業期間 20年（想定）



県のメリット

- ・ 県の事業コストを最小に抑制できる。
- ・ 所有に伴うリスクをPF事業者に分担させることができる。
- ・ 県税や水域占用料等の収入が見込める。

行政・民間事業者・施設利用者の関係図



4 事業スケジュール（予定）

項目		年度						
		H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H20
吉 島 P F I	PFI 導入可能性調査	■						
	特定事業の選定 ～事業者の決定		■	■				
	用地・地形測量		■					
	物揚場劣化診断		■ 診断	■ 補修				
	占用者等のクリア		■ 補償費算定	■ 補償				
	浚渫，杭撤去等			■				
	PFI 事業者の整備				■	■	■	■ 供用(運営開始)
	周辺関連事業(公園等)				■	■		
南道路整備(吉島地区)					■	■	■	■



観音マリーナ



観音マリーナ



観音マリーナ



五日市PBS



五日市PBS



五目市フィッシャリーナ



五日市フィッシャリーナ



Niigata City B.P.



廿日市BP



福山港内港地区

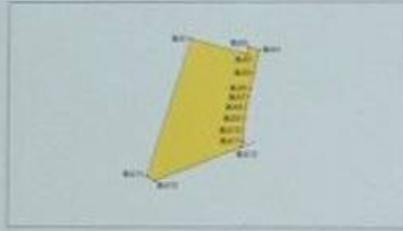
基点1から基点14までの各点を順次結んだ線及び基点14と基点1を結んだ線により囲まれた区域(ただし、陸域を除く。)

(二) 点の位置(緯度経度は真北方向による。)

基準点 正倉谷集落正倉谷山の頂上(標高312.70メートル)
 (五市市) (北緯34度21分42秒9444、東経132度21分59秒4472、標高312.70メートル)

基点1	基準点から	332度の方向	201メートルの点
基点2	基点1から	92度の方向	20メートルの点
基点3	基点2から	354度の方向	7メートルの点
基点4	基点3から	82度の方向	11メートルの点
基点5	基点4から	189度の方向	22メートルの点
基点6	基点5から	188度の方向	18メートルの点
基点7	基点6から	170度の方向	7メートルの点
基点8	基点7から	170度の方向	10メートルの点
基点9	基点8から	166度の方向	11メートルの点
基点10	基点9から	164度の方向	11メートルの点
基点11	基点10から	165度の方向	11メートルの点
基点12	基点11から	177度の方向	6メートルの点
基点13	基点12から	228度の方向	82メートルの点
基点14	基点13から	274度の方向	8メートルの点

(三) 指定物件
船艇
 (四) 指定する日
平成15年2月10日



(一) 指定集落正倉谷集落禁止区域

1. 区域の名称 正倉谷集落正倉谷山集落(その二)

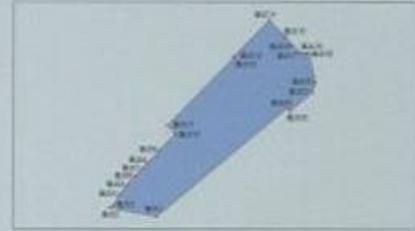
2. 区域の範囲 基点1から基点23までの各点を順次結んだ線及び基点23と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

3. 点の位置(基点の標高は真北による。)

基準点 正倉谷集落正倉谷山の頂上(標高312.70メートル)
 (五市市) (北緯34度21分42秒9444、東経132度21分59秒4472、標高312.70メートル)

基点1	基準点から	332度の方向	201メートルの点
基点2	基点1から	229度の方向	40メートルの点
基点3	基点2から	357度の方向	6メートルの点
基点4	基点3から	333度の方向	11メートルの点
基点5	基点4から	344度の方向	11メートルの点
基点6	基点5から	349度の方向	11メートルの点
基点7	基点6から	350度の方向	10メートルの点
基点8	基点7から	350度の方向	7メートルの点
基点9	基点8から	349度の方向	10メートルの点
基点10	基点9から	349度の方向	22メートルの点
基点11	基点10から	262度の方向	11メートルの点
基点12	基点11から	300度の方向	67メートルの点
基点13	基点12から	267度の方向	7メートルの点
基点14	基点13から	350度の方向	47メートルの点
基点15	基点14から	81度の方向	22メートルの点
基点16	基点15から	84度の方向	11メートルの点
基点17	基点16から	73度の方向	9メートルの点
基点18	基点17から	49度の方向	4メートルの点
基点19	基点18から	374度の方向	4メートルの点
基点20	基点19から	113度の方向	29メートルの点
基点21	基点20から	144度の方向	3メートルの点
基点22	基点21から	178度の方向	27メートルの点
基点23	基点22から	262度の方向	4.5メートルの点

(二) 指定集落正倉谷集落禁止物件
船艇



船舶放置等禁止区域位置図

- 今回指定される漁港区域内の船舶放置等禁止区域
- 今回指定される港湾区域内の船舶放置等禁止区域
- 船舶放置等禁止区域
- 漁船を除く船舶の放置等禁止区域



船舶放置等禁止区域 告示

平成15年度

FRP廃船集中処理

FRP廃船集中処理は、
処分するボートを所有者の
皆様から公募し、複数隻を
まとめて集中処分すること
により、処分費用を安く抑
えます!!



廃船集中処理を次のとおり実施します。下記相談窓口まで申し込みください。

	集中処理期間	申込期限	場 所
県西部	11月 4日～11月 7日	10月24日まで	広島市佐伯区廿日市埋立地内
県東部	11月17日～11月20日	11月 7日まで	因島市日立造船因島工場内

ボート(FRP船)廃船集中処理における処分費用の目安(20隻以上集まった場合)

船体の長さ	処分費(一連の経費を含む。)
6 m 未 満	70,000円 ~ 90,000円
6m～8m未満	90,000円 ~ 110,000円
8m～10m未満	110,000円 ~ 130,000円

※ 廃油、船体のゴミの処理は、原則として所有者において行ってください。

個人(1隻のみ)で処分した場合の費用の目安

	6m未満	6m～8m	8m～10m
処分費	150,000円～	200,000円～	250,000円～

- ※ 廃船の保管場所、状態により、上記金額と異なる場合があります。
- ※ 船体に廃油、ゴミ等がある場合、別途費用が加算されます。
- ※ 廃船を集中処分場所に直接持ち込んだ場合、上記費用よりさらに割安になります。
- ※ 廃船引取り現場にて特殊作業車両による作業が生じた場合は、別途費用が必要です。(海上輸送を含む。)
- ※ 木船(漁船等)については、別途お問い合わせください。

相談
窓口

広島県廃船処理対策協議会 TEL 082-513-4019
FAX 082-223-2463

中国マリン事業協会 TEL 082-293-6311